

SAMPLE

令和 5年 6月12日

251-0054
藤沢市朝日町
1番地の1
藤沢市役所 保険年金

① 国保 元気 様

- ①宛先は原則、世帯主です。
- ②通知書の番号です。
※お問い合わせの際はこの番号をお伝えください。
- ③通知年度…保険料を決定・変更した時点の年度です。
賦課年度…保険料の算定対象となった年度です。
- ④該当年度の保険料額です。

藤沢市長
鈴木 恒夫 公印



③



国民健康保険料額通知書 兼 納入通知書

(通知年度 令和 5年度 賦課年度 令和 5年度)

②

通知書番号	0001234567 - 00
世帯主名	国保 元気 様

④	円	保険料額	479,740円
---	---	------	----------

世帯の令和 5年度の国民健康保険料の額を決定(変更)しましたので通知します。
令和 5年 5月31日現在把握している情報で作成しております。

※世帯主本人が国民健康保険に加入していませんが、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主に保険料の納付義務が発生します。
※減額変更の方で変更前の金額をすでにお支払いいただき、過納額が生じた世帯には、後日、還付(充当)通知書をお送りいたします。

⑤

⑤該当年度に保険料の変更等が発生した場合、
変更理由やお支払いについてのご案内等が
記載されます。

異動対象者	異動内容

異動内容が5件を超えた場合表示しておりません。

⑥

納付方法	納付書
納付場所	金融機関・コンビニエンスストア等
備考	納付書による納付場所の詳細は、納付書裏面に記載しています。

⑥納付方法が記載されます。
口座振替の方は、引き落とし口座の情報が
記載されます。

⑦

【普通徴収】(納付書、口座振替)

納期限	決定保険料(A)	納付済額(C)	差引必要納付額(D)
1期 令和 5年 6月 30日	48,010 円	0 円	48,010 円
2期 令和 5年 7月 31日	47,970 円	0 円	47,970 円
3期 令和 5年 8月 31日	47,970 円	0 円	47,970 円
4期 令和 5年 10月 2日	47,970 円		
5期 令和 5年 10月 31日	47,970 円		
6期 令和 5年 11月 30日	47,970 円		
7期 令和 6年 1月 4日	47,970 円		
8期 令和 6年 1月 31日	47,970 円		
9期 令和 6年 2月 29日	47,970 円		
10期 令和 6年 4月 1日	47,970 円		
年 月 日	円	円	円
年 月 日	円	円	円
年 月 日	円	円	円
合計	479,740 円	0 円	479,740 円

⑦普通徴収(納付書、口座振替)による納付の場合は、
各期の納期限日や保険料額、通知書作成時点で把握
している納付済額、保険料額から納付済額を差引き
した必要納付額が記載されます。
※ 口座振替の方は、納期限日が振替日です。

※差引必要納付額(D)は、「決定保険料(A) - 納付済額(C)」により算出されます。

⑧

【特別徴収】(年金からの天引き)

特別徴収義務者		月別	決定保険料	
特別徴収対象年金		4月	円	円
		6月	円	円
		8月	円	円
		10月	円	円
		12月	円	円
		2月	円	円

⑧特別徴収(年金からの天引き)による納付の場合は、特別徴収義務者(年金保険者)、特別徴収の対象となる年金の情報が記載されます。

⑨

⑩

⑪

⑫

個人別内訳 令和 5年 5月25日 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 月数 (単位:円 ※月数は除く)

① 氏名	②所得割算定基礎額 (上段:調整前) (下段:調整後)	③賦課対象月 (上段:医療分・後期高齢支援分) (下段:介護分)	④個人保険料額 (うち介護分)
国保 元気 様	2,490,000 2,490,000	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 12 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 12	348,160 (81,975)
国保 良子 様	2,490,000 446,000	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ 12 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 0	85,500 (0)
国保 健太 様 ★	0 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 12 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 0	46,080 (0)

- ⑨当該年度における世帯主、国民健康保険に加入している(していた)方、特定同一世帯所属者(国民健康保険の被保険者から75歳の年齢到達等により後期高齢者医療制度の被保険者になられた方)の氏名が記載されています。
- ⑩国民健康保険料所得割の算定の基となる所得金額です。加入者で緩和措置や非自発的失業者に対する軽減等の減額制度の適用がある場合は、この所得金額を調整して保険料を計算します。
- ⑪加入者の保険料計算の対象となっている月に記号(◎○◆)、また、記号が記載されている月の合計月数が記載されています。下段は「介護分」を示しています。記号等の詳しい説明は、通知書裏面『13. 通知書表面の説明について』の個人別内訳内『③賦課対象月』をご参照ください。
- ⑫世帯の加入者ごとの個人保険料額(参考額)です。「(うち介護分)」は、個人保険料額に含まれる介護分の額です。※ 端数処理等のため、個人保険料額の合計と世帯の決定保険料額が一致しない場合があります。

※◎の氏名の右に「★」が印字されている方は、所得未判明の方です。(1月2日以降の転入の方や、未申告の方など)
 保険料計算に必要な所得金額が判明していない状態です。
 ・該年度の1月2日以降に転入された方は、前住所地が前年の所得金額を把握していますので、前住所地へ所得状況を照会します。所得が判明次第、保険料を再度計算し、金額が変更となった場合は、保険料変更の通知をお送りします。
 ・未申告の方も『所得未判明』と記載されます。未申告の方は、確定申告や市県民税申告などの所得申告をお願いします。所得申告により所得が判明し、保険料を再度計算して金額が変更となった場合は、保険料変更の通知をお送りします。

10人を超えた場合表示しておりません。「③賦課対象月」欄の記号(◎○◆)は、保険料賦課の対象となる月を表しています。「④個人保険料額」欄の保険料額は、個別に振り分けられない端数を、一番上の加入者に加算していますのでご了承ください。

- ★: 所得未判明の方です。所得申告されていない場合は、申告してください。
- ◎: 非自発的失業者に対する軽減の適用月です。
- ◆: 介護分の対象月です。
- ⑬保険料算定に関するご案内が記載されます。(所得未判明の方がいる場合や保険料の減額制度等の適用がある場合など)

⑭

国民健康保険料 料率・賦課限度額 (令和 5年度)		医療分	後期高齢支援分	介護分
所得割額 算定基礎額 (前年中の総所得金額等から住民税基礎控除額を差引きした額)		× 6.19 %	× 2.65 %	× 2.55 %
均等割額 (1人あたり)	⑭該年度の保険料率です。 年度によって料率は異なります。	26,880 円	11,040 円	12,480 円
平等割額 (1世帯あたり)		17,400 円	7,080 円	6,000 円
賦課限度額 (1世帯あたり)		650,000 円	220,000 円	170,000 円

⑮

算定内訳 (単位:円 ※割合は除く)

	当初				医療分	後期高齢支援分	介護分	合計
	医療分	後期高齢支援分	介護分	合計				
所得割額	181,738	77,804	63,495	323,037				
均等割額	80,640	33,120	12,480	126,240				
平等割額	17,400	7,080	6,000	30,480				
算定額合計	279,778	118,004	81,975	479,757				
法定軽減 軽減額	-----	-----	-----	-----				
子ども軽減額	-----	-----	-----	-----				
限度超過額	-----	-----	-----	-----				
その他軽減額	0	0	0	0				
軽減後算定額	279,778	118,004	81,975	479,757				
-----	-----	-----	-----	-----				
端数	8	4	5	17				
決定保険料額	279,770	118,000	81,970	479,740				

⑮世帯の保険料額の算定内訳が記載されています。国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(通知書では「後期高齢支援分」と表記)、介護分に分けて計算し、その合計が世帯の保険料額となります。
『算定内訳』欄の詳しい説明は、通知書裏面『13. 通知書表面の説明について』の『算定内訳』をご参照ください。